

事務連絡  
令和3年9月9日

(公社) 日本バス協会理事長 殿  
(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会理事長 殿  
(一社) 全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を実施すべき区域の変更等を受けた対応について（依頼）

本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域として、これまでの1都1道2府17県（北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県）から、宮城県及び岡山県については9月12日をもって除外し、緊急事態措置を実施すべき区域は1都1道2府15県（北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県）に変更されるとともに、同措置を実施すべき期間が令和3年9月30日までとされることが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

つきましては、貴会におかれては「基本的対処方針」について御了知頂くとともに、本内容について会員各位に周知の上、適切に対応頂きますようお願いいたします。

同方針において、バス・タクシー等については、引き続き「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として例示に挙げられているところですが、緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県は、人の流れの抑制につなげる観点から、バス等の交通事業者に対して、終発の繰上げ等、必要な協力の依頼等を行うものとする旨が定められています。

これまでも、各事業者の判断により、不要不急の移動自粛等により需要が減少すること等を踏まえて、減便・運休・休車等を行って頂いているものと承知していますが、同方針に基づき、緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県からの協力依頼等があった場合においては、利用者の利便性や車内感染を防ぐための混雑防止の観点、利用者への周知徹底にも配慮しつつ、適切に対応して頂きますようお願いいたします。

また、同方針に基づき、利用者の生活の足の確保や車内感染の防止の観点から、必要な業務継続のための体制整備や業種別のガイドラインを踏まえた感染防止対策に

万全を期して頂くとともに、可能な限り事務員等のテレワーク等に御協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。